

せきしんWEB-FBサービス  
ご契約者様

関信用金庫

民法改正等に伴う「せきしんWEB-FBサービス利用規定」及び「せきしんWEB-FB用ワンタイムパスワードサービス利用追加規定」の改定について

平素は、「せきしんWEB-FBサービス」をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当金庫では令和2年4月1日より施行される「民法の一部を改正する法律」に対応するため、「せきしんWEB-FBサービス利用規定」及び「せきしんWEB-FB用ワンタイムパスワードサービス利用追加規定」を改定することとなりましたのでお知らせいたします。

また、併せてサービス対象者を明確に規定に盛り込む等の変更もいたしましたので、詳細は下記「新旧対照表」をご参照いただきますようお願い申し上げます。

記

◆ 改定日

令和 2年 3月 9日 (月)

◆ 新旧対照表

※せきしんWEB-FBサービス利用規定

新	旧
<p><b>せきしんWEB-FBサービス利用規定</b></p> <p>〔個人情報の利用目的〕</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>第1条 せきしんWEB-FBサービス</b></p> <p>1. せきしんWEB-FBサービスとは</p> <p>せきしんWEB-FBサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、パーソナルコンピュータなどの機器（以下「端末」といいます。）を用いた、<u>法人または個人事業主</u>のご契約者（以下「ご契約先」といいます。）からの依頼に基づき、資金移動、口座情報の照会、総合振込・給与（賞与）振込、税金・各種料金払込み等の各データの伝送、その他当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>4. 契約の成立</b></p> <p><u>本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。</u></p>	<p><b>せきしんWEB-FBサービス利用規定</b></p> <p>〔個人情報の利用目的〕</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>第1条 せきしんWEB-FBサービス</b></p> <p>1. せきしんWEB-FBサービスとは</p> <p>せきしんWEB-FBサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、パーソナルコンピュータなどの機器（以下「端末」といいます。）を用いたご契約者（以下「ご契約先」といいます。）からの依頼に基づき、資金移動、口座情報の照会、総合振込・給与（賞与）振込、税金・各種料金払込み等の各データの伝送、その他当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p><u>5.</u> 使用できる端末 (略)</p> <p><u>6.</u> 本サービスの取扱時間 (略)</p> <p><u>7.</u> 代表口座 (略)</p> <p><u>8.</u> 手数料等 (略)</p>	<p><u>4.</u> 使用できる端末 (略)</p> <p><u>5.</u> 本サービスの取扱時間 (略)</p> <p><u>6.</u> 代表口座 (略)</p> <p><u>7.</u> 手数料等 (略)</p>
<p><b>第2条 本人確認</b></p> <p>1. 本人確認の手段</p> <p><u>(1) お客様が本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されるお客様の次の各号に定める番号等（以下「番号等」といいます）と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、お客様の本人確認を行うものとします。本サービスの本人確認に使用する番号等の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとしします。</u></p> <p><u>①お客様ID</u></p> <p><u>②ログインパスワード</u></p> <p><u>③登録確認用パスワード</u></p> <p><u>④承認用パスワード</u></p> <p><u>⑤都度振込送信確認用パスワード</u></p> <p><u>⑥利用開始番号</u></p> <p>(2) 当金庫は、次のいずれかの方法により、ご契約先の確認を行うものとします。 (略)</p> <p>(3) 電子証明書方式またはID・パスワード方式の選択は、ご契約先自身が決定のうえ、申込書により当金庫に届け出てください。 (略)</p>	<p><b>第2条 本人確認</b></p> <p>1. 本人確認の手段</p> <p>(1) 当金庫は、次のいずれかの方法により、ご契約先の確認を行うものとします。 (略)</p> <p>(2) 電子証明書方式またはID・パスワード方式の選択は、ご契約先自身が決定のうえ、申込書により当金庫に届け出てください。 (略)</p>
<p><b>第3条 取引の依頼</b></p> <p>1. サービス利用口座の届出 (略)</p> <p>(5) サービス利用口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により届け出てください。</p> <p><u>(6) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客様本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。</u></p>	<p><b>第3条 取引の依頼</b></p> <p>1. サービス利用口座の届出 (略)</p> <p>(5) サービス利用口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により届け出てください。</p> <p>(追加)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>第4条 資金移動取引</b></p> <p>1. 取引の内容</p> <p>(1) 本サービスによる資金移動取引の内容は、ご契約先からの端末による依頼に基づき、ご契約先の指定した日（以下「指定日」といいます。）に、ご契約先の指定するサービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます。）からご契約先の指定する金額を引<b>き落と</b>しのうえ、ご契約先の指定する当金庫本支店または当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。<u>日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。</u></p> <p>なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引<b>き落と</b>しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。</p> <p>(4) 支払指定口座からの資金の引<b>き落と</b>しは、普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定に拘わらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取り扱います。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 指定日</p> <p>振込・振替依頼の発信は、原則としてご契約先が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます。）を指定日とします。（ワンタイムパスワード未利用の場合は、依頼日を指定日とすることはできません。）</p> <p><u>なお、依頼日が指定日となる場合、当金庫は取引の依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行います。入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎている、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるなどの理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。</u></p> <p>3. 依頼内容の変更・組戻し</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 振込において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取<b>り扱</b>いできる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影（または署</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>第4条 資金移動</b></p> <p>1. 取引の内容</p> <p>(1) 本サービスによる資金移動取引の内容は、ご契約先からの端末による依頼に基づき、ご契約先の指定した日（以下「指定日」といいます。）に、ご契約先の指定するサービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます。）からご契約先の指定する金額を引落しのうえ、ご契約先の指定する当金庫本支店または当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。</p> <p>なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。</p> <p>(4) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定に拘わらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取り扱います。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 指定日</p> <p>振込・振替依頼の発信は、原則としてご契約先が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます。）を指定日とします。（ワンタイムパスワード未利用の場合は、依頼日を指定日とすることはできません。）</p> <p><u>ただし、依頼日が指定日となる場合で、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎているとき、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるときは、当金庫所定の方法により取扱います。</u></p> <p>3. 依頼内容の変更・組戻し</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 振込において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取扱いできる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影（または署</p>

新	旧
<p>名)と届出の印鑑(または署名鑑)とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いました<u>うえは</u>、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(5) 振替の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。</p> <p>(6) 本項に定める依頼内容の<u>訂正</u>・組戻し手続きを行った場合、第1項第1号の振込手数料および消費税は返還しません。</p> <p>(7) 組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻し手数料および消費税をお支払いいただきます。</p>	<p>名)と届出の印鑑(または署名鑑)とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いした<u>場合</u>、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(5) 振替の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。</p> <p>(6) 本項に定める依頼内容の<u>変更</u>・組戻し手続きを行った場合、第1項第1号の振込手数料および消費税は返還しません。</p> <p>(7) 組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻し手数料および消費税をお支払いいただきます。</p>
<p><b>第5条 照会サービス</b></p>	<p><b>第5条 照会サービス</b></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2. 照会後の取消<u>し</u>、変更</p> <p>ご契約先からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消<u>し</u>を行った場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。</p>	<p>2. 照会後の取消、変更</p> <p>ご契約先からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消を行った場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。</p>
<p><b>第6条 データ伝送サービス</b></p>	<p><b>第6条 データ伝送サービス</b></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><b>第7条 税金・各種料金収納サービス</b></p>	<p><b>第7条 税金・各種料金収納サービス</b></p>
<p>1. 取引の内容</p>	<p>1. 取引の内容</p>
<p>(1) 税金・各種料金収納サービス(以下「<u>料金払込みサービス</u>」といいます。)とは、当金庫所定の収納機関(以下「<u>収納機関</u>」といいます。)に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を<u>引き落と</u>し、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落金を払い込むことができるサービスをいいます。</p> <p>(2) <u>料金払込みサービス</u>1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。</p> <p>(3) <u>料金払込みサービス</u>は、本条に特別な定めがない限り、第4条(資金移動)における振込と同様の取扱いとします。</p>	<p>(1) 税金・各種料金収納サービス(以下「<u>ペイジー</u>」といいます。)とは、当金庫所定の収納機関(以下「<u>収納機関</u>」といいます。)に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を引落し、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落<u>し</u>金を払い込むことができるサービスをいいます。</p> <p>(2) <u>ペイジー</u>1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。</p> <p>(3) <u>ペイジー</u>は、本条に特別な定めがない限り、第4条(資金移動)における振込と同様の取扱いとします。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(7) <u>料金払込みサービス</u>の取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取扱いできない場合があります。</p>	<p>(7) <u>ペイジー</u>の取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取扱いできない場合があります。</p>
<p>2. 利用の停止・取消し等</p>	<p>2. 利用の停止・取消し等</p>
<p>(1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、<u>料金払込みサービス</u>の利用を停止することがあります。<u>料金払込みサービス</u>の利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。</p>	<p>(1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、<u>ペイジー</u>の利用を停止することがあります。<u>ペイジー</u>の利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。</p>

新	旧
<p>(2) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には <a href="#">料金払込みサービス</a> を利用できません。</p> <p>(3) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなることがあります。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には <a href="#">ページ</a> を利用できません。</p> <p>(3) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなることがあります。</p> <p>(略)</p>
<p><b>第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</b> (削除)</p>	<p><b>第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</b></p>
<p>1. 補償の要件</p>	<p><u>1.</u> 補償の要件</p>
<p>お客様ID、各種パスワード等、または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、ご契約先は当金庫に対して当該資金移動等に <a href="#">係る</a> 損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。</p>	<p>お客様ID、各種パスワード等、または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、ご契約先は当金庫に対して当該資金移動等に <a href="#">かかる</a> 損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。</p>
<p><u>1.</u> ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。</p>	<p><u>①</u> ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。</p>
<p><u>2.</u> 当金庫の調査に対し、ご契約先から十分なお説明をいただいていること。</p>	<p><u>②</u> 当金庫の調査に対し、ご契約先から十分なお説明をいただいていること。</p>
<p><u>3.</u> ご契約先が当金庫および警察署へ被害事実等の事情説明を行い、その調査および捜査に協力していること。</p>	<p><u>③</u> ご契約先が当金庫および警察署へ被害事実等の事情説明を行い、その調査および捜査に協力していること。</p>
<p>2. 補償対象額</p>	<p><u>2.</u> 補償対象額</p>
<p><a href="#">前</a>項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意または過失による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをご契約先が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします）前の日以降になされた不正な資金移動等に <a href="#">係る</a> 損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額を補償するものとします。ただし、その補償は当金庫が定める法人補償年間限度額（開始期毎年10月1日から1年間ごとの累計額）を限度とします。（以下「補償対象額」といいます）</p> <p>ただし、当該資金移動等が行われたことについて、ご契約先に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。</p>	<p><a href="#">本項第1号</a>の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意または過失による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをご契約先が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。<u>2.</u>）前の日以降になされた不正な資金移動等に <a href="#">かかる</a> 損害（手数料や利息を含みます。<u>2.</u>）の額に相当する金額を補償するものとします。ただし、その補償は当金庫が定める法人補償年間限度額（開始期毎年10月1日から1年間ごとの累計額）を限度とします。（以下「補償対象額」といいます。<u>2.</u>）</p> <p>ただし、当該資金移動等が行われたことについて、ご契約先に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。</p>
<p>3. 適用の制限</p>	<p><u>3.</u> 適用の制限</p>
<p><a href="#">前2項</a>の定めは、<a href="#">第1項</a>に係る当金庫への通知が、お客様ID、各種パスワード等、または電子証明書の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されない</p>	<p><a href="#">本項第1号、第2号</a>の定めは、<a href="#">本項第1号</a>に係る当金庫への通知が、お客様ID、各種パスワード等、または電子証明書の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。）から、2年を経過</p>

新	旧
<p>ものとしします。</p> <p>4. 補償の制限</p> <p>第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。</p> <p><u>(1)</u> 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。</p> <p><u>①</u> 当該資金移動等が、ご契約先の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。</p> <p><u>②</u> 当該資金移動等が、ご契約先の役員、従業員または使用人等（パート、アルバイト、派遣社員等を含みます）によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。</p> <p><u>③</u> ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。</p> <p><u>④</u> 当金庫が指定したセキュリティ対策を実施していない場合。</p> <p><u>⑤</u> ご契約先の故意もしくは重大な過失または法令違反により被害が発生した場合。</p> <p><u>⑥</u> 本サービスを使用する端末の基本ソフト（OS）やブラウザ等の各種ソフトウェアを最新の状態に更新されていない場合。</p> <p><u>⑦</u> 本サービスを使用する端末の基本ソフト（OS）やブラウザ等の各種ソフトウェアをメーカーのサポート期限が経過した後も使用されていた場合。</p> <p><u>⑧</u> 本サービスで使用する各種パスワード等を定期的に変更していない場合。</p> <p><u>⑨</u> お客様ID、各種パスワード等または本サービスを使用する端末を、第三者に提供、貸与等されていた場合。</p> <p><u>⑩</u> 端末や携帯電話等が盗難に遭った場合において、お客様ID、各種パスワード等を端末や携帯電話等に保存していた場合。</p> <p><u>⑪</u> 第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害であった場合。</p> <p><u>⑫</u> 当金庫が注意喚起しているにもかかわらず、注意喚起された方法で、フィッシング画面等へ不用意にお客様ID、各種パスワード等を入力してしまった場合。</p>	<p>する日後に行われた場合には、適用されないものとしします。</p> <p><u>(4)</u> 補償の制限</p> <p><u>本項第2号</u>にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。</p> <p><u>①</u> 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。</p> <p><u>イ.</u> 当該資金移動等が、ご契約先の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。</p> <p><u>ロ.</u> 当該資金移動等が、ご契約先の役員、従業員または使用人等（パート、アルバイト、派遣社員等を含みます）によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。</p> <p><u>ハ.</u> ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。</p> <p><u>ニ.</u> 当金庫が指定したセキュリティ対策を実施していない場合。</p> <p><u>ホ.</u> ご契約先の故意もしくは重大な過失または法令違反により被害が発生した場合。</p> <p><u>ヘ.</u> 本サービスを使用する端末の基本ソフト（OS）やブラウザ等の各種ソフトウェアを最新の状態に更新されていない場合。</p> <p><u>ト.</u> 本サービスを使用する端末の基本ソフト（OS）やブラウザ等の各種ソフトウェアをメーカーのサポート期限が経過した後も使用されていた場合。</p> <p><u>チ.</u> 本サービスで使用する各種パスワード等を定期的に変更していない場合。</p> <p><u>リ.</u> お客様ID、各種パスワード等または本サービスを使用する端末を、第三者に提供、貸与等されていた場合。</p> <p><u>ヌ.</u> 端末や携帯電話等が盗難に遭った場合において、お客様ID、各種パスワード等を端末や携帯電話等に保存していた場合。</p> <p><u>ル.</u> 第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害であった場合。</p> <p><u>ヲ.</u> 当金庫が注意喚起しているにもかかわらず、注意喚起された方法で、フィッシング画面等へ不用意にお客様ID、各種パスワード等を入力して</p>

新	旧
<p>⑬ 本サービスに係るシステムが正常に機能しない状態において不正な払戻しが発生した場合。</p> <p>(2) 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合。</p> <p><u>5. 既に払戻し等を受けている場合の取扱い</u></p> <p><u>当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</u></p> <p><u>6. 当金庫が補償を行った場合の取り扱い</u></p> <p><u>当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客様の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>しまった場合。</p> <p><u>ワ.</u> 本サービスに係るシステムが正常に機能しない状態において不正な払戻しが発生した場合。</p> <p>② 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合。</p> <p>(追加)</p> <p><u>2. お客様が個人の場合</u></p> <p><u>(1) 補償の要件</u></p> <p><u>お客様ID、各種パスワード等、または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のお客様は当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額の補償を請求することができます。</u></p> <p><u>① お客様が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。</u></p> <p><u>② 当金庫の調査に対し、お客様から十分なお説明をいただいていること。</u></p> <p><u>③ お客様が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。</u></p> <p><u>(2) 補償対象額</u></p> <p><u>本項第1号の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。)前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補償対象額」といいます。)を補償するもの</u></p>

新	旧
	<p><u>とします。</u></p> <p><u>ただし、当該資金移動等が行われたことについて、お客様に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。</u></p> <p><u>(3) 適用の制限</u></p> <p><u>本項第1号、第2号の定めは、本項第1号に係る当金庫への通知が、お客様ID、各種パスワード等、または電子証明書の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</u></p> <p><u>(4) 補償の制限</u></p> <p><u>本項第2号にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。</u></p> <p><u>① 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。</u></p> <p><u>イ. お客様の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合。</u></p> <p><u>ロ. お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。</u></p> <p><u>② 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合。</u></p>
<p>(略)</p> <p><b>第14条 解約等</b></p> <p>1. 都合解約</p> <p>本契約は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。</p> <p>なお、ご契約先からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。ただし、解約時まで処理が完了していない「振込予約」または「振替予約」の依頼が存在する場合は、当該取引依頼の取消を行った上でなければ本サービスの解約はできないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>4. サービスの強制解約</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>第14条 解約等</b></p> <p>1. 都合解約</p> <p><u>本サービスの契約（以下「本契約」といいます。）</u>は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。</p> <p>なお、ご契約先からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。ただし、解約時まで処理が完了していない「振込予約」または「振替予約」の依頼が存在する場合は、当該取引依頼の取消を行った上でなければ本サービスの解約はできないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>4. サービスの強制解約</p> <p>(略)</p>



新	旧
<p>(8) 各種暗証番号および電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。</p>	<p>(8) 各種暗証番号および電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。</p>
<p><u>(9) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。</u></p>	<p>(追加)</p>
<p><u>(10) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。</u></p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第16条 規定等の<u>適用</u></p>	<p>第16条 規定等の<u>準用</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第17条 規定の<u>変更等</u></p>	<p>第17条 規定の<u>変更等</u></p>
<p>当金庫は、本利用規定の内容を、<u>任意に変更できるものとします。</u></p>	<p>当金庫は、本利用規定の内容を <u>ご契約先に事前に通知することなく</u></p>
<p><u>変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に</u></p>	<p><u>店頭表示その他相当の方法で公表することにより</u>任意に変更できるものとします。</p>
<p><u>定める相当の期間を経過した日以降は、</u>変更後の内容に従い取り扱うこととします。</p>	<p><u>変更日以降は、</u>変更後の内容に従い取り扱うこととします。</p>
<p>なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p>	<p>なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>以上</p>	<p>以上</p>

※せきしんWEB-FB用ワンタイムパスワードサービス利用追加規定

新	旧
<p>せきしんWEB-FB用ワンタイムパスワードサービス利用追加規定</p> <p>(略)</p> <p><b>第3条 利用申込及び利用開始</b></p> <p>1. ワンタイムパスワード生成・表示装置</p> <p>本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます。）が必要となります。トークンには「ハードウェアトークン」方式があります。</p> <p>※ハードウェアトークン</p> <p>当金庫がご契約先に交付する機器を利用する方式を<u>いい</u>、ご契約先は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。</p> <p>2. 利用申込及び利用開始</p> <p>※ハードウェアトークン</p> <p>ご契約先が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、<u>まず</u>、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。</p> <p>ご契約先からの申込後、当金庫から申込時にお届けのご契約先住所にトークンを送付いたします。</p> <p>ご契約先はWEB-FBサービスの管理者および利用者数を上限に、トークンの追加を当金庫所定の方法で申込みことができます。</p> <p>トークン到着後、ご契約先の管理者が、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載の「トークンID」および表示される「ワンタイムパスワード」を入力して、<u>本サービスの利用開始を依頼します。</u></p> <p><u>当金庫は、金庫所定の登録画面に入力された「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」が当金庫の保有するもの</u>と各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなします。</p> <p><b>3. 契約の成立</b></p> <p><u>本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」）といえます）は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、ご契約先において本サービスの利用が可能となります。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第7条 利用料</b></p> <p>(略)</p> <p>3. 当金庫は本サービス利用料変更する場合があります。<u>変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。</u></p> <p><b>第8条 免責事項等</b></p> <p>1. ハードウェアトークンを第3条により発行または第6条により再発行のうえご契約先に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めにやらない事由により、第三者(当金庫職員を除<u>きます</u>。)が当該ハー</p>	<p>せきしんWEB-FB用ワンタイムパスワードサービス利用追加規定</p> <p>(略)</p> <p><b>第3条 利用申込及び利用開始</b></p> <p>1. ワンタイムパスワード生成・表示装置</p> <p>本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます。）が必要となります。トークンには「ハードウェアトークン」方式があります。</p> <p>※ハードウェアトークン</p> <p>当金庫がご契約先に交付する機器を利用する方式<u>で</u>、ご契約先は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。</p> <p>2. 利用申込及び利用開始</p> <p>(追加)</p> <p>ご契約先が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。</p> <p>ご契約先からの申込後、当金庫から申込時にお届けのご契約先住所にトークンを送付いたします。</p> <p>ご契約先はWEB-FBサービスの管理者および利用者数を上限に、トークンの追加を当金庫所定の方法で申込みことができます。</p> <p>トークン到着後、ご契約先の管理者が、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載の「トークンID」および表示される「ワンタイムパスワード」を入力し、<u>これらが当金庫の保有するトークンIDおよびワンタイムパスワード</u>と各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなし、<u>本サービスの利用が可能となります</u>。</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p><b>第7条 利用料</b></p> <p>(略)</p> <p>3. 当金庫は本サービス利用料を<u>ご契約先に事前に通知することなく</u>変更する場合があります。</p> <p><b>第8条 免責事項等</b></p> <p>1. ハードウェアトークンを第3条により発行または第6条により再発行のうえご契約先に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めにやらない事由により、第三者(当金庫職員を除<u>く</u>)が当該ハー</p>

新	旧
ドウェアトークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。	アトークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
(略)	(略)
<b>第9条 本サービスの解約等</b>	<b>第9条 本サービスの解約等</b>
1. 本サービスに係る契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに係る契約に関してのみ、生じるものとします。なお、ご契約先からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。	1. 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ、生じるものとします。なお、ご契約先からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。
(略)	(略)
3. 第2項にかかわらずご契約先が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合、当金庫は本サービスに係る契約を解約することができます。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。	3. 第2項にかかわらずご契約先が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合、当金庫は本サービスの契約を解約することができます。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。
(略)	(略)
<b>第10条 譲渡・質入等の禁止等</b>	<b>第10条 譲渡・質入の禁止</b>
(略)	(略)
<b>第11条 規定等の適用</b>	<b>第11条 規定等の準用</b>
(略)	(略)
<b>第12条 規定の変更等</b>	<b>第12条 規定の変更等</b>
当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ店頭表示その他相当の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。	当金庫は、本規定の内容を、ご契約先に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。
以上	以上

以上